控除对象特定非営利活動法人変更届出書

	主たる事務所の	₹
年月日	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番号
	フリガナ	
	法人の名称	
北海道知事 様	フリガナ	
化(英坦从事) 塚	代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

次の事項について変更したので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例第10条の規定により、届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

(備考)

- 1 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 2 条例第3条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項の変更の届出にあっては、変更事項の内容を説明する書類を添付すること。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる(条例第10条第1項)。
- 3 役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出にあっては、変更後の役員名簿及び条例 第6条第1号に該当しない旨を説明する書類を添付すること(条例第10条第2項)。
- 4 定款の変更にあっては、変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること(条例第10条第3項)。
 - (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
 - (2) (1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し)

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

	主たる事務所の	₹
年 月 日	所 在 地	電 話 番 号 FAX番号
	フリガナ	
北海道知事 様	法人の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度	月 日~ 月 日

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する 事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員等との取引

- (3) 寄附者(当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は 役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附 金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (4) 役員等に対する報酬又は給与の支給に関する次に掲げる事項
 - ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。)
 - イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が 200 万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 条例第4条第1項第5号(イに係る部分を除く。)、第6号ア及びイ、第7号並びに第9号に掲げる 基準に適合している旨及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(備考)

上記1の書類は、既に知事に提出している当該書類の内容に変更がない場合は、提出することを要しない。

- 1 この用紙は、控除対象特定非営利活動法人が、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に条例第12条第2項に掲げる書類を知事に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

3 提出書類の様式について

条例第 12 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「条例第 4 条第 1 項第 5 号(イに係る部分を除く。)、第 6 号ア及びイ、第 7 号並びに第 9 号に掲げる基準に適合している旨及び条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、指定申出書の添付書類としての「指定基準等チェック表」の第 5 表(「ロ」欄の記載は必要ありません。)、第 5 表付表 $1 \cdot 2$ 、第 6 表(初葉)、第 7 表、第 9 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 5 表の「年月日~年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 12 条第 2 項第 3 号 に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

	収 益 注	源泉の	内 訳	金	額
					F
					F
					Γ.
					F
					F
					Щ
					F.
					F
					F.
					T.
					Р
					F.
					F.
					P
	合		計		
2) 供表会の			計		P.
2) 借入金の	明細	入		金	Е
2) 借入金の		入	計 先	金	額
2) 借入金の	明細	入		金	額
2) 借入金の	明細	入		金	Щ
2) 借入金の	明細	入		金	額 円 円
2) 借入金の	明細	入		金	額 円 円

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引]

(1)	収益の生	: ポス日	で目の	上位 5	*
\ I /	- 耳又/而(サブ/十	: У С) Д	メワーレノ	1.1W. O	1 T

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

4 页川92上734、	71	r	
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容等	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

寄附者に関する事項 [③寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受 領	年月日]
					P		•	
					Р	3 .	•	
					P		•	
					Р] .	•	
					P		•	
					P		•	
		ļ			P		•	
		ļ			P		•	
] .	•	
					P		•	_
					P		·	
					P		•	
					P		•	
		 			P		•	
					P		•	_
					P		•	
		-			P		•	
		-			P		•	
					P		•	
					P		•	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④ア 役員等に対する報酬又は給与の支給(イを除く)、イ 給 与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給(イを除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日	~ 年 月 日
------	-------	---------

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	\mathcal{O}	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
																							円

5 支出した寄附金に関する事項[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
• •				
• •				
• •				
• •				
	合 計		•	

6 **海外への送金等に関する事項**[⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金	額
				Р
				F
				F
				F
				Р
				Ρ
				P
				Ρ
				Ρ
				F

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません

法人名	事業年度	年 月 日~ 年 月 日
-----	------	--------------

)資産の譲渡に係る料金及び条件等	Т			
譲渡資産の内容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
貸付資産の内容	料金	条	件	等
資産の貸付けに係る料金及び条件等	T			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	Н			
役務の提供に係る料金及び条件等 役務の提供の内容	料金	条	件	等
		条	件	等
	料金	条	件	等
	料金円	条	件	等
	料 金 円 円	条	件	等
	料 金 円 円	条	件	等

「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 12 条第 2 項第 3 号 に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。 (注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三 親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

アの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。イの欄には、当期中に給与を支給した 従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

○「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書

	主たる事務所の	₸
年 月 日	所 在 地	電 話 番 号 FAX番号
	フリガナ	
	法人の名称	
	フリガナ	
北海道知事 様		
	代表者の氏名	
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日
	1日/匹 7/日 7/1/初 旧	至 年 月 日

次に掲げる前事業年度 (年月日から年月日まで)の事業報告書等について、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(備考)

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。

控除对象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

	主 たる事 務 所	Ŧ
年 月 日	の 所 在 地	電話番号
		FAX番号
	フリガナ	
	法人の名称	
北海道知事 様	フリガナ	
	代表者の氏名	
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第4項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支 給 日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年月日		円	
年 月 日		円	

(備考)

助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

「控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、控除対象特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 13 条第4項の規定により、助成の実績を記載した書類を知事に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

別記第8号様式(第37条関係)

控除对象特定非営利活動法人解散届出書

		Ŧ
	主たる事務所	
年 月 日	の 所 在 地	電話番号
		FAX番号
	フリガナ	
	法人の名称	
北海道知事 様	フリガナ	
	清 算 人 の 氏名	
	清算人の住所又は	〒
	居所	
		電話番号
		FAX番号
	指定年月日	
	指定の有効期間	自 年 月 日
	1日/万。入日/沙沙川町	至 年 月 日
次のとおり控除対象特定非営利活	5動法人を解散したので	、北海道控除対象特定非営利活動法人の指
定の手続等に関する条例第 15 条の	規定により、届け出ます	于 。
1 解散年月日		
2 解散の理由		
3 残余財産の処分方法		

(備考)

- 1 特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項の規定による知事の認定を受けている場合又は同条第 4 項の規定による届出若しくは条例第 16 条第 1 項の規定による届出を既に知事に行った場合は、この届出を要しない。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。